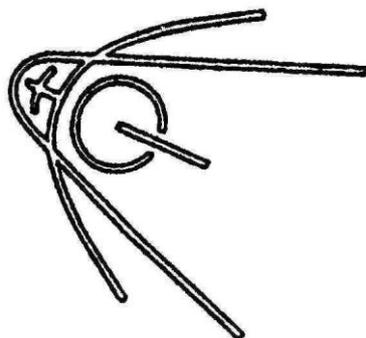


令和4年度

P T A総会議事録・規約
教職員・P T A委員名簿



足立区立舎人第一小学校

〒121-0831 足立区舎人6-4-1

TEL (3897) 9917

舎人第一小学校PTA活動報告

1. 運営委員会 委員長：小林 英理

前 期

- 4. 6 入学式お手伝い
- 6. 5 運動発表会お手伝い

後 期

- 11. 6 フェスタとねいち 縄跳びジャンプスクール 開催
13ブロック研修会 参加
- 12. 11 ジョギング大会 警備・見守りお手伝い
- 12. 12 13ブロック卓球大会 お手伝い
- 3. 25 卒業式 お手伝い

* 開かれた学校づくり協議会 出席

* 交通安全指導当番表 作成

2. 学年学級委員会 委員長：

前 期

後 期

- 11. 6 フェスタとねいち 縄跳びジャンプスクール お手伝い
ベルマーク 集計
- 12. 11 ジョギング大会 警備・見守りお手伝い

3. 校外委員会 委員長：

前 期

後 期

- 11. 6 「こどもを守ろう110番」ステッカーのお願い
- 12. 11 ジョギング大会 警備・見守りお手伝い

4. 成人教育委員会 委員長：

前 期

後 期

- 11. 6 フェスタとねいち 縄跳びジャンプスクール お手伝い
ベルマーク 集計
- 12. 11 ジョギング大会 警備・見守りお手伝い

5. 広報委員会 委員長：

前 期

後 期

- 12. 11 ジョギング大会 警備・見守りお手伝い
- 3. 「みぬま 104号」発行

令和4年度 舎人第一小学校PTA

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【収入】

科 目	予 算 額(円)
前 年 度 繰 越 金	187,680
P T A 会 費	1,000,000
合 計	1,187,680

【支出】

NO.	科 目	予 算 額 (円)	摘 要
1	総 会 費	50,000	記念品
2	会 議 費	10,000	各種会議費
3	消 耗 品 費	150,000	PPC用紙・封筒・輪転機インク・文房具他
4	備 品 費 ・ 修 繕 費	50,000	
5	交 通 ・ 通 信 費	45,000	PTA用携帯電話利用料・研修会交通費・切手代
6	渉 外 費	150,000	諸機関祝金・慶弔費他
7	分 担 金 費	60,000	小P連会費・研修会分担金
8	親 睦 会 会 費	40,000	親睦会・互親会大会参加費
9	学 年 学 級 費	70,000	学年学級委員会活動費
10	成 人 教 育 費	30,000	成人教育委員会活動費
11	広 報 費	10,000	広報活動費
12	校 外 費	5,000	校外委員会活動費
13	P T A 保 険 費	90,000	PTA保険・バザー食中毒保険
14	厚 生 費	20,000	入院お見舞金・お香典
15	児 童 福 祉 費	130,000	学校保健・新入学お祝い品代・卒業記念品代
16	周 年 積 立 費	50,000	周年行事積立金
17	児 童 遠 征 補 助 費	20,000	ジュニアバンド遠征補助金
18	リ ー ス	150,000	輪転機・パソコンリース代
19	予 備 費	57,680	コロナ対策負担金含
	合 計	1,187,680	

* P T A会費は5月下旬に集金させていただきます。

*今年度はP T A役員を選出し、活動期間も通常通りになりますので
会費は2,500円です。

宜しくお願い致します。

足立区舎人第一小学校

P T A 規 約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、足立区立舎人第一小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、家庭と学校との関係をいっそう密にして、保護者と教職員が一体となって児童の健全な育成を目的とする。

第 3 章 方針及び活動

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するための次の方針に従い活動を行う。

- 1 会員の研修に務め、また会員相互の親睦を深める。
- 2 学校及び地域における教育環境の向上を図り、児童の安全と生活の指導に努める。
- 3 児童の福祉及び教育の振興に協力し、また関係者団体及び機関と協力する。
- 4 この会は、民主的また自主的に営利・政党・宗教に片寄らない運営を行う。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者及び教職員とする。

第 5 章 会 計

第 5 条 この会の経費は、原則として会費をもって賄う。

第 6 条 1 会費は会員一世帯単位とし、その年額は総会で決める。

令和 4 年度年額 ￥ 2, 5 0 0

2 転入生の会費は、転入した月によって次のように定める。

4 ～ 7 月転入 ￥ 2, 5 0 0

8 ～ 1 2 月転入 ￥ 2, 0 0 0

1 ～ 3 月転入 ￥ 1, 0 0 0

第 7 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日で終わる。

第 6 章 役 員

第 8 条 この会の役員は、次の通りとする。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名（内・学校側 … 副校長先生）
- 3 運営委員長 1名
- 4 会 計 3名以上（内・学校側 … 1名）
- 5 会 計 監 査 若干名
- 6 書 記 3名以上（内・学校側 … 1名）

第 9 条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第10条 役員の選出は、総会における公選または選考委員会（細則第2条で定める）が会員の中より推薦し、総会の承認を得て決定する。

第11条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 役員は定期的にまた必要に応じ役員会を開催し、この会の全般的な運営活動及び学校側とのパイプ役として活動の活発化を図る。
- 2 会長は、この会を代表して会務を統括し、総会及び各種委員会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、代理を務める。
- 4 運営委員長は、この会の活動を統括する。
- 5 会計は、この会の金銭の収支を記録し、年度末に決算報告書を作成し総会に報告する。
- 6 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に報告する。
- 7 書記は、この会の議事を記録し、庶務ならびに各種会合の通知をする。

第 7 章 委 員 会

第12条 委員会には、運営・学級・専門等の活動委員会ならびに選考委員会がある。

第13条 各種委員会には、必要に応じて各担当を置くことができる。

第14条 運営委員会は、役員・学級長・専門委員長で構成する。

第15条 専門委員会は、学年学級・広報・成人教育・校外指導の四部委員会とする。

第16条 専門委員会の委員は、クラス委員が分担する。

第17条 各種委員会の委員長は、各委員会で互選する。（但し、運営委員長は除く）

第18条 クラス委員は、各クラスの会員の互選によりクラスごとに選出する。

（定数は、細則第1条で定める）

第19条 クラス委員は、学級長をそれぞれ互選する。

第20条 卒業対策委員長は、6年生の卒業対策委員から選任する。

第21条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。（この場合、運営委員会の承認を必要とする）

第 8 章 委 員 会 の 任 務

第 2 2 条 運営委員会

- 1 他の委員会の意見を総合調整し、年間活動計画ならびに予算案を作成する。
- 2 総会の議事日程を立案する。
- 3 定期的に運営委員会を開催し、総合的な活動の推進をはかる。

第 2 3 条 学年学級委員会

学年学級委員会は、他の委員会と連絡を密にして、学年学級内における活動を計画し、運営する。

第 2 4 条 広報委員会

会員に対して新聞の発行をして P T A の活動状況を伝え、会員の声を P T A に反映させる。

第 2 5 条 成人教育委員会

- 1 会員が一層、良い保護者、良い先生になるための懇談会・研究会・見学会・あるいは、映画・演劇・音楽・文学・レクリエーション等の文化的行事の企画運営をして、会員相互の親睦をはかる。
- 2 地域社会に対する教育的催しの企画運営をする。

第 2 6 条 校外指導委員会

児童の家庭生活、社会生活ならびに児童の健康で安全なる指導活動をする。

第 2 7 条 校長は、各委員会に出席し意見を述べるができる。

第 9 章 総 会

第 2 8 条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

第 2 9 条 定期総会は、年度初めに開き、定足数は会員の 5 分の 1 以上とする。

(但し、委任状をもって出席に代わることができる) また、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 3 0 条 定期総会の任務は、次の通りとする。

- 1 前年度の活動報告及び決算報告ならびに承認
- 2 本年度の活動計画及び予算案の審議承認
- 3 役員の改選承認
- 4 その他、重要事項に関する審議

第 3 1 条 定期総会の日時、場所は前もって通知する。

第 3 2 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上要求があった場合、開催することができる。

第 3 3 条 臨時総会の定足数その他は、定期総会に準ずる。

第 10 章 付 則

第 34 条 この会に、顧問・相談役を置くことができ、定期総会で承認を得る。資格、任期は細則 3 条で定める。

第 35 条 役員及び委員長に欠員がでた場合、及び事故の場合を細則 4 条で定める。

第 36 条 この規約の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意によって改正することができる。

※この規約の変更は、書面決議となった場合、異議が無ければ改正することができる。

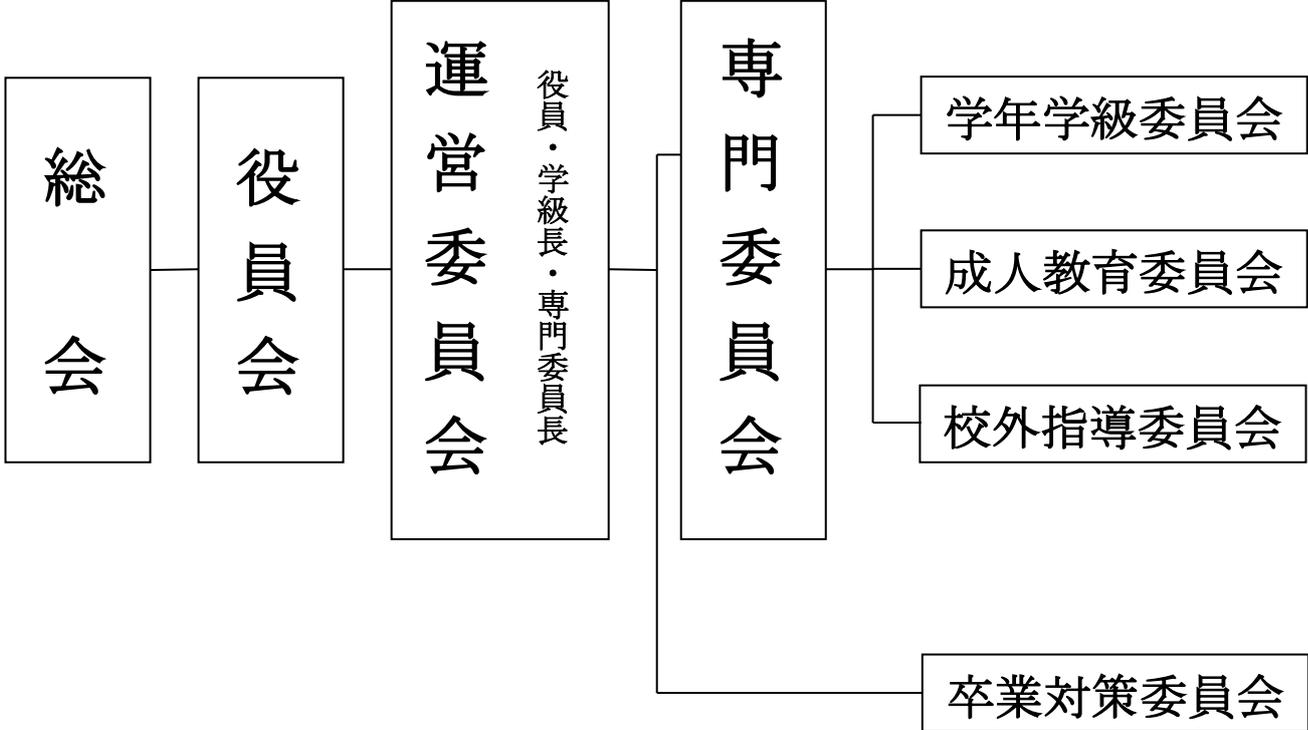
第 37 条 会員の個人情報については法令などを遵守するとともに、PTA 活動においてその保護に努めるものとする。

- 1 会員の個人情報は適正に管理し、本人の同意を得ないで第三者に開示しない。
- 2 不要となった個人情報は、裁断により速やかに破棄する。

細 則

- 第 1 条 クラス委員の定数は、各クラス6名を原則とする。
(令和4年度は広報委員1名は選出せず。)
- 第 2 条 選考委員会は、新・旧会長、退任役員、学級長及び教職員2名を以って構成する。
- 第 3 条 顧問は歴代PTA会長とし、任期は定めない。また相談役は、役員・専門委員長のいずれかを3年以上歴任した者とし、任期は2年とする。相談役で任期満了後も児童在籍の場合は、継続を妨げない。
- 第 4 条 役員及び委員長の欠員補充及び事故について
(任期は前任者の残任期間とする)
- 1 会長の選考は役員の中より選考し運営委員会で承認する。
 - 2 役員に欠員が生じた時は、臨時選考委員会で選考し運営委員会で承認を得る。
 - 3 委員長に欠員が生じた時は、当該委員会で互選する。
 - 4 委員長に事故のある場合は、副委員長が代理をする。
- 第 5 条 この会の慶弔規定は、次の通りに定める。
- 1 会員ならびに児童死亡の場合、香典5000円をおくる。
 - 2 会員ならびに児童入院30日以上 of 疾患の場合は、見舞金3000円をおくる。
 - 3 不慮の災害の見舞金等は、役員会で決定する。
- 第 6 条 この細則は、運営委員会で変更することができる。
- 第 7 条 この細則は、平成19年4月1日より施行する。
- 第 8 条 総会において規約の改正が承認された場合、その翌日よりこれを施行する。
- 第 9 条 専門委員会の校外補導委員会を校外指導委員会に名称変更をする。
- 第 10 条 開かれた学校づくり協議会主催・土曜事業を全面的に後援し、PTA保険の対象とする。

舎人第一小学校 P T A
組 織 図



令和4年度 足立区立舎人第一小学校

週時程表

通常授業日

短縮授業日

土曜授業日

登校	8:15~8:25
朝学習	8:25~8:40
朝会・集会	8:30~8:40
朝の会	8:40~8:45
1校時	8:45~9:30
休けい	5分間
2校時	9:35~10:20
中休み	10:20~10:40
3校時	10:40~11:25
休けい	5分間
4校時	11:30~12:15
給食	12:15~12:55
歯みがき	
昼休み	12:55~13:10
清掃	13:10~13:25
5校時	13:25~14:10
休けい	5分間
6校時	14:15~15:00
帰りの会	15:00~15:15

登校	8:15~8:25
朝の会	8:25~8:30
1校時	8:30~9:15
休けい	5分間
2校時	9:20~10:05
中休み	10:05~10:20
3校時	10:20~11:05
休けい	5分間
4校時	11:10~11:55
給食	11:55~12:35
4時間授業の時 帰りの会	12:35~12:55
昼休み	12:35~12:50
清掃	12:50~12:55
5校時	12:55~13:40
5時間授業の時 帰りの会	13:40~13:55
休けい	5分間
6校時	13:45~14:30
帰りの会	14:30~14:45

登校	8:15~8:25
朝の会	8:25~8:30
1校時	8:30~9:15
休けい	5分間
2校時	9:20~10:05
休けい	10:05~10:20
3校時	10:20~11:05
休けい	5分間
4校時	11:10~11:55
帰りの会	11:55~12:00

完全下校 12:15

月曜日の6校時に
クラブ・委員会があるとき

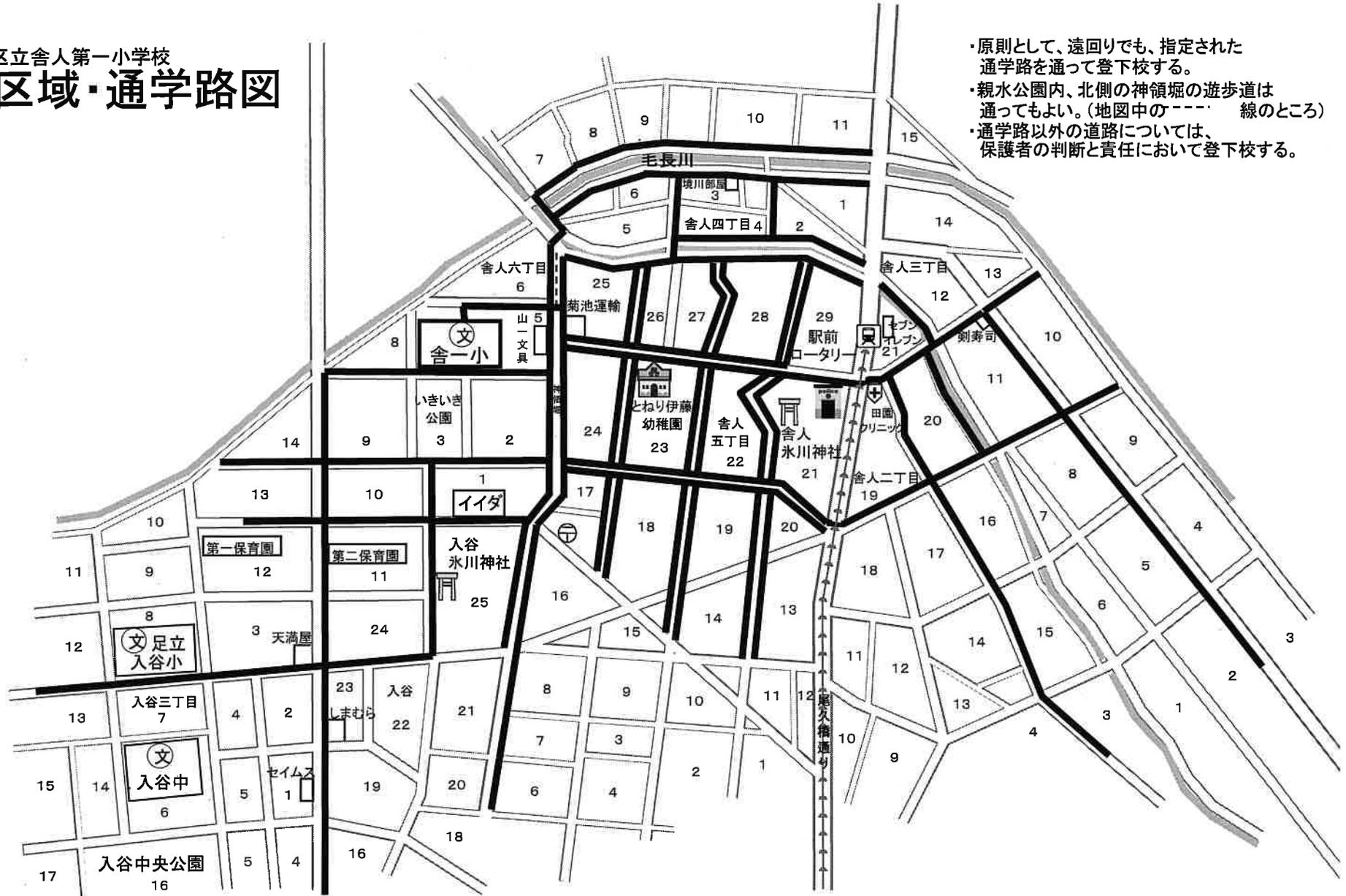
【5時間授業の帰りの会后】

移動・準備 14:25 ~ 14:30

活動 14:30 ~ 15:15

完全下校 16:00

足立区立舎人第一小学校
学区域・通学路図



- ・原則として、遠回りでも、指定された通学路を通して登下校する。
- ・親水公園内、北側の神領堀の遊歩道は通ってもよい。(地図中の-----線のところ)
- ・通学路以外の道路については、保護者の判断と責任において登下校する。